

物件番号：17

## 物 件 調 書

所在地 (住居表示)	愛媛県今治市本町七丁目甲 8 3 7 番 1 7 (愛媛県今治市本町 7 - 2 - 9)				
面積	登記：124.47 m <sup>2</sup> 実測：124.47 m <sup>2</sup>	地目	登記簿：宅 地 現況：宅 地	形状	明細図のとおり
接面道路の 幅員・種類等	北西側幅員約 2.0 m 舗装公衆道路に接面。 (但し、市営住宅の敷地内道路)				
法令に 基づく 制限	都 市 計 画 法 等	区域区分	市街化区域	用途地域	工業地域
		建ぺい率	60%	容積率	200%
		基準容積率	—		
		その他			
私道の負担等	なし				
供給処 理施設 の状況		利用可能な施設	配管等の状況	照会先	電話番号
	電 気	四国電力(株)	無	今治営業所	0898-32-3980
	上水道	公営水道	無	今治市役所	0898-36-1576
	下水道	公共下水	無	今治市役所	0898-36-1571
	ガ ス	都市ガス	無	四国ガス(株)に確認済	0898-32-5056
交通機関	鉄 道	J R 「今治駅」まで約 2,020m			
	バ ス	瀬戸内バス「球場前」バス停まで約 580m			
公共施設等	市 役 所	約 1,820m			
	小 学 校	別宮小学校まで約 850m			
	中 学 校	近見中学校まで約 1,910m			
参考事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 接面道路（幅員 2.0 m）は公衆道路となっているが、市営住宅の敷地内道路としての性格しか有していない。このため、建築基準法第 4 2 条に該当する道路ではない。（本敷地のみでは建物建築は不可能。）</li> <li>・ 敷地三方を住宅に囲まれているが、一方は金属解体事業所に隣接。</li> </ul>				

※物件調書は物件の概要を把握するための参考資料です。必ずご自身において現地及び諸規制についてご確認ください。





公用

愛媛県今治市本町7丁目甲837-17

全部事項証明書

(土地)

【 表 題 部 】 (土 地 の 表 示)				調製 平成9年11月19日	地図番号	余白
【所 在】	今治市本町七丁目			余白		
【① 地 番】	【②地 目】	【 ③ 地 積 】 m <sup>2</sup>		【原 因 及 び そ の 日 付】	【 登 記 の 日 付 】	
甲837番17	宅地	121	48	甲837番2から分筆	昭和49年10月21日	
余白	余白	124	47	③錯誤	平成9年4月4日	
余白	余白	余白		余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年11月19日	

【 権 利 部 ( 甲 区 ) 】 (所 有 権 に 関 す る 事 項)				
【順位番号】	【登 記 の 目 的】	【受付年月日・受付番号】	【 原 因 】	【 権 利 者 そ の 他 の 事 項 】
1	所有権移転	昭和49年11月1日 第27750号	昭和49年10月25日売買	所有者 労働省 順位2番の登記を移記
	余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年11月19日

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D29610 ( 1 / 1 )

1 / 2



公用

愛媛県今治市本町7丁目甲837-17

全部事項証明書

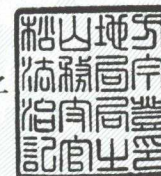
(土地)

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

平成17年12月6日  
松山地方法務局今治支局

登記官

加地 恵子



\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

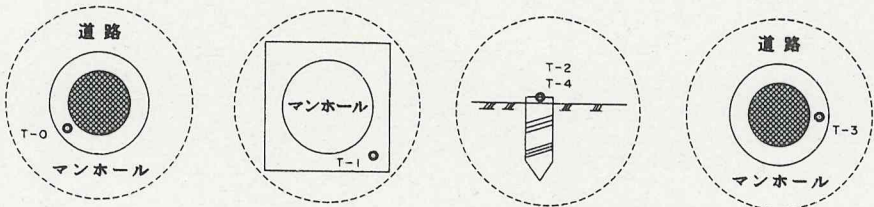
整理番号 D29610 (1/1)

2/2



座標一覽表

測点名	標識	X座標	Y座標
T-0	金属錶(準拠点明示板)	100.000	100.000
T-1	金属錶(準拠点明示板)	127.845	86.798
T-2	金属錶(準拠点明示板)	88.551	106.189
T-3	金属錶(準拠点明示板)	83.235	64.234
T-4	金属錶(準拠点明示板)	84.140	95.693



準拠点一覽表

基準点	X座標	Y座標
T-0	100.000	100.000
後視点	83.235	64.234
T-3	83.235	64.234
視準点	内角	距離
K.1	350-30-04	8.640
K.3	261-38-20	13.771
K.4	217-15-05	2.364

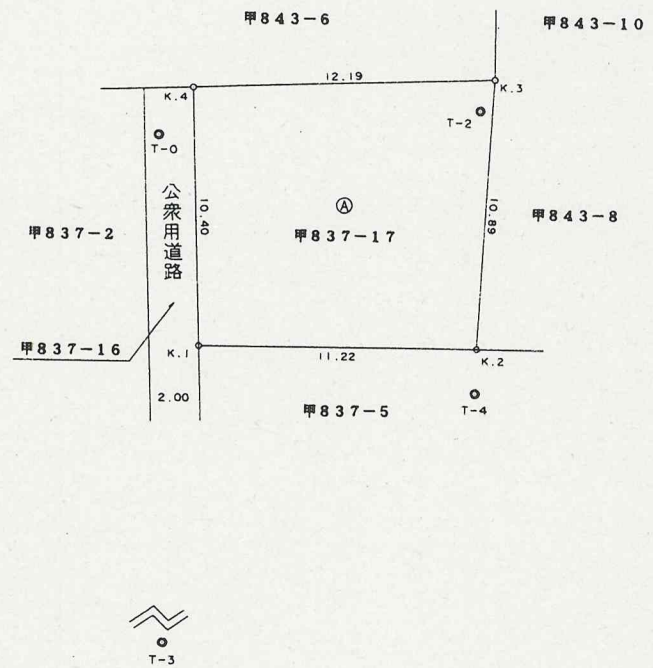
準拠点一覽表

基準点	X座標	Y座標
T-4	84.140	95.693
後視点	88.551	106.189
T-2	88.551	106.189
視準点	内角	距離
K.2	1-20-42	1.786

座標求積表

地番	① 甲837-17				
No.	標識	X	Y	辺長	No. - No.
K.1	調査士会会標	95.092	92.889	11.22	K.2 - K.1
K.2	調査士会会標	84.793	97.355	10.89	K.3 - K.2
K.3	調査士会会標	88.513	107.596	12.19	K.4 - K.3
K.4	調査士会会標	99.503	102.311	10.40	K.1 - K.4
倍積		248.945494	面積	124.4727470	
坪数		37.65	坪地積	124.47 m <sup>2</sup>	

\*公式  $A=1/2 (X(n+1) - X(n-1)) Y(n)$

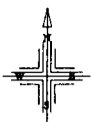


K.1 - K.4  
 平成9年3月6日  
 今建住第44号確認済

作製者 社団法人 愛媛県公共嘱託登記土地家屋調査士会 後藤教 (平成9年3月27日作製)  
 (愛媛県土地家屋調査士会用紙)

申請人 労働省 愛媛労働基準局長 君嶋護男 縮尺 1/250

水 甲810-3    ト 甲819-5    ヲ 甲820-8    レ 甲821-3    ラ 甲825-12    ク 甲825-17    コ 甲833-2    キ 甲834-45    セ 甲843-16    ヤ 甲846-8  
 ハ 甲810-4    チ 甲819-6    ヲ 甲820-11    ソ 甲821-7    ム 甲825-13    ヤ 甲825-18    エ 甲834-14    ユ 甲834-49    モ 甲843-16    ロ 甲846-9  
 ニ 甲810-4    リ 甲819-8    カ 甲820-12    ツ 甲825-2    ウ 甲825-14    マ 甲826-2    テ 甲834-32    メ 甲843-9    セ 甲846-3    ハ 甲846-9  
 ホ 甲810-5    ス 甲820-4    ヲ 甲822-5    ネ 甲825-10    ノ 甲825-15    ケ 甲826-3    ア 甲834-41    ミ 甲843-13    ス 甲846-5    ニ 甲846-10



(注) 甲823-2



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

請求部分	所在	今治市本町7丁目	地番	甲837番17			
縮尺	補記事項						

これは地図に準ずる図面の写しである。

平成17年12月20日

松山地方法務局今治支局

登記官 加地 恵子

